



平成 23 年 7 月 28 日
国際平和協力本部事務局

「ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更」、「ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令」及び「ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況」について

標記については、7月29日の閣議において決定する予定であり、概要は以下のとおり。

1. 実施計画の変更及び政令の一部改正

本年6月30日の国連安全保障理事会決議により、国連兵力引き離し監視隊（UNDOF）の活動期間が本年12月31日まで6か月間延長されたことに伴い、我が国が国際平和協力業務を行うべき期間及びゴラン高原国際平和協力隊の設置期間を平成24年3月31日まで6か月間延長する変更及び改正を行う。

参考：我が国は、平成8年2月より、司令部要員（3名（平成21年2月まで2名））及び輸送等の後方支援業務を行う自衛隊の部隊（43名）を派遣している。

2. 実施の状況

上記実施計画の変更に伴い、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第7条に基づき、これまでの業務の実施の状況について国会に報告する。報告の内容は、派遣に至る経緯及びゴラン高原において我が国が行っている司令部業務、輸送等の後方支援業務等の実施の状況についてまとめたものである。